

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年7月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

（1）業務の名称及び数量

鳥取県・市町共同統合型GISシステム調達業務 一式

（2）業務の仕様

入札説明書による。

（3）業務期間

契約締結日から令和13年3月31日まで

（4）入札方法等

ア 本件入札は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札書とともに入札説明書に定める企画提案書等を提出しなければならない。

イ 入札は、紙により行うものであること。

ウ 入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本件入札に係る業務に要する費用の総額を入札書に記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、契約申込金額（消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とすること。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下の全ての業種区分に登録されている者であること。

（ア）情報処理サービスのシステム等開発・改良

（イ）情報処理サービスのシステム等管理運営

（ウ）情報処理サービスのASP

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和7年7月31日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の（2）の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれ

れの日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱（平成29年10月5日付第201700167239号）第3条に規定する参加制限措置を受けていない者であること。

カ プライバシーマークにおける認証を取得していること。

キ 情報セキュリティマネジメントシステム（I SMS）適合性評価制度における認証を取得していること。

ク 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

（2）共同企業体に関する要件

ア 各構成員は、（1）のア及びウからオまでの要件を全て満たしていること。

イ 次の競争入札参加資格のそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。

（ア） 情報処理サービスのシステム等開発・改良

（イ） 情報処理サービスのシステム等管理運営

（ウ） 情報処理サービスのASP

なお、（ア）から（ウ）までの業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和7年7月31日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の（2）の場所に必ず連絡すること。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

（ア） 目的

（イ） 名称

（ウ） 事業所の所在地

（エ） 成立の時期及び解散の時期

（オ） 構成員の住所及び名称

（カ） 代表者の名称

（キ） 代表者の権限

（ク） 構成員の出資の割合

（ケ） 運営委員会

（コ） 構成員の責任

（サ） 取引金融機関

（シ） 決算

（ス） 利益金の配当の割合

（セ） 欠損金の負担の割合

（ソ） 権利義務の譲渡の制限

（タ） 業務途中における構成員の脱退に対する措置

（チ） 構成員の除名

（ツ） 業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置

（テ） 解散後の契約不適合責任

（ト） 解散後の著作権

（ナ） その他必要な事項

キ 構成員のうち、イの（イ）を満たす1以上の者及びイの（ウ）を満たす1以上の者が、プライバシーマークにおける認証を取得していること。

ク 構成員のうち、イの(イ)を満たす1以上の者及びイの(ウ)を満たす1以上の者が、情報セキュリティマネジメントシステム（I SMS）適合性評価制度における認証を取得していること。

3 契約担当部局

鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局デジタル基盤整備課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局デジタル基盤整備課

電話 0857-26-7615

電子メール digital-kiban@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付の方法

令和7年7月25日（金）から同年8月22日（金）までの間にインターネットの鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局デジタル基盤整備課のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/digital-kiban/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和7年7月25日（金）から同年8月22日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵送等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項の規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札書及び企画提案書等の提出期限及び提出場所

ア 提出日時

令和7年9月5日（金）午後3時。ただし、郵送等による入札書及び企画提案書等の受領期限は、同月4日（木）午後5時とする。

イ 提出場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁議会棟3階第13会議室

なお、郵送等による提出の場合は、(1)の場所とする。

(6) 開札の日時及び場所

次のとおりとする。

なお、落札者の決定は、入札説明書に示すところにより後日審査の上決定し、通知する。

ア 日時

令和7年9月5日（金）午後3時

イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁議会棟3階第13会議室

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れて密封し、企画提案書等とともに提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加表明書その他必要な書類を4の(1)の場所に令和7年8月22日(金)の正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札候補者の選定及び落札者の決定方法

- (1) 落札候補者の選定は、入札説明書で示すところにより、鳥取県・市町共同統合型GISシステム調達業務企画提案書評価委員会を設けて行う企画提案書の評価及び入札価格の総合評価により行う。
- (2) 本件公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、総合評価点の最も高かった者を落札者として決定する。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required : Development, operation and maintenance services Integrated geographic information system : 1 set
- (2) August 22, 2025 noon : Time-limit for the submission of documents for the qualification confirmation
- (3) September 5, 2025 3:00 PM : Time-limit for the submission of tenders
(September 4, 2025 5:00 PM : Time-limit for the submission of tenders by registered mail)
- (4) Contact point for the notice : Digital base Maintenance Division, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan TEL 0857-26-7615